

キャスト・ベトナム・ニュース

# CAST VIETNAM NEWS

2014年12月15日号  
([2014] 18-revised)

## 2016年1月1日施行 「社会保険法」改正の要点

弁護士法人キャスト 弁護士 工藤 拓人【<sup>1</sup>】  
同 ベトナム弁護士 Doan Thanh Ha【<sup>2</sup>】



### 1. はじめに

ベトナムの公的保険制度としては、社会保険、医療保険、失業保険【<sup>3</sup>】がありますが、社会保険について、2014年11月20日、社会保険法が改正されました（以下「本改正」といいます。）【<sup>4</sup>】。

旧法は、2006年6月29日公布のNo. 71/2006/QH11でしたが、これに代わる改正法(58/2014/QH13)として成立しました。

<sup>1</sup> 本ニュースレターにおける日本の法律法規の解釈に関する部分及び日本語の原稿の起案を担当。

<sup>2</sup> 本ニュースレターにおけるベトナムの法律法規の解釈に関する部分を担当。

<sup>3</sup> 従前は失業保険についても社会保険法で詳細が定められていましたが、2015年1月1日の雇用法施行から、失業保険については雇用法において詳細に定められることとなりました。なお、Cast Vietnam News2014年3月13日号で述べたとおり、失業保険は、旧社会保険法では10名以上の労働者を雇用する使用者のみが失業保険の適用対象でしたが、今後は労働者の数に関係なく失業保険加入が義務付けられることとなりました。

<sup>4</sup> ベトナム労働・傷病兵・社会福祉省 (MOLISA) HP 参照

<http://molisa.gov.vn/vi/Pages/chitiettin.aspx?IDNews=22037>

本改正は2016年1月1日より施行（但し、第1項の対象拡大は2018年1月1日より施行）されますが、労働者にとって重要な権利に関する改正が含まれていますので、本稿において改正の重要なポイントについて説明したいと思います。

外国人労働者についての加入強制等、日系企業にも重要な改正が多いですので、今後の詳細規定のフォローや、実務がどのように動いていくかの確認が必要になってきます。

## 1. 強制加入社会保険の対象の拡大（第2条）：2018年1月1日施行

本改正は、強制加入社会保険の対象拡大について規定しました。

すなわち、1年以上3月未満に期間の限定された労働契約に基づき働いている労働者及びベトナムにおいて就業許可（work permit）又は適格な機関により発行された実務証明（practice certificate）を有する外国人労働者について、社会保険の加入が強制されることが定められました。もっとも、この改正部分についてのみ、2016年ではなく、2018年1月1日からの施行となります。

これにより、ベトナムにおいて勤務する日本人にとっても、2009年から対象となっている健康保険に加え、2018年1月1日から社会保険の加入が強制されることとなったため、今後の実務の動向が着目されます。

## 2. 禁止される行為（第17条）

社会保険料及び失業保険の支払遅延は、社会保険及び失業保険の違法なデータ入手及び私的利用と同様に、禁止される行為に含まれることとなりました。

## 3. 労働者の権利及び使用者の義務（第18条～第21条）

本改正は、使用者の社会保険料の支払情報に関する報告期限を明確に規定しました。これにより、労働者は6ヶ月毎に使用者に対して自らの社会保険料の支払に関する情報の報告を行うように求める権利を有することになります。

## 4. 病気中の受給に関する計算方法（第28条）

病気中の受給額が、従業員にとってより有利になりました。すなわち、旧法下において1月の稼働が26日に分割して計算されていたのに対し、本改正では、1月の稼働が24日に分割されて計算されることになりました。

## 5. 病後の受給に関する計算方法（第29条）

病後の健康回復期及びリハビリ期間の受給額が自宅・療養所における療養中の場合であっても区別されません。すなわち、本改正によれば、病後の健康回復期及びリハビリ期間の受給額は基本給の30%となり、この支給は、旧法下の自宅での療養について基本給25%の支給よりも有利な規定となりました。

## 6. 産休の拡大(第31条)

本改正は、産前産後の権利についてより多くのケースを規定しました。すなわち、代理出産を求める女性及び代理母として出産する女性のいずれに産前産後の権利を認めました。

## 7. 妻の出産時の休暇（第34条）

本改正は、強制社会保険に加入している男性労働者について、その妻が出産する場合に特定のケースに応じて5日から14日の休暇を認めました。休暇の取得は、妻の出産後30日以内のみ認められます。

## 8. 年金受給条件の拡大（第54条）

本改正は、旧法と同様に、退職年齢についての規定を置いており、男性の場合60歳、女性の場合55歳と規定しています。しかしながら、本改正では、特定のケースについて年他一色金受給権の条件を拡大しました。例えば、50歳から55歳の年齢の労働者であって、20年以上社会保険料を支払っており、うち15年を炭鉱で労働しているか又は職業に関連してHIV/AIDSに感染している人である場合です。

## 9. 退職年金の受給金額（第56条）

本改正では、退職年金の受給金額について、2018年1月1日までと2018年1月1日以降の2つの期間に分けました。

まず、2016年1月1日から2018年1月1日より前までの退職年金を旧法と同額としました。次に、2018年1月1日以降について、月額退職年金を社会保険料の基礎となった月給の平均の45%にすることとしました。これは男性について16年から20年間（2018年に退職の場合は16年間、2022年の場合は20年間）、女性について15年間の社会保険料の納付がある場合となります。また、社会保険料の納付期間が1年増えるごとに2%増加し、最大で75%となります。

## 10. 社会保険制度の処理について（第96条）

さらに本改正は、社会保険期間における2020年に社会保険手帳が社会保険カードに代わる等、社会保険制度の手続面の変更についても明確に規定しています。

以上

---

上記情報に関するご相談の他、キャストグループのサービスに対するご意見、ご質問、ご要望、ご提案、お気づきの点がございましたら、お気軽にご連絡をお願い申し上げます。

### 【本ニュースに関するお問い合わせ】

弁護士法人キャスト ホーチミン支店  
20th Floor, Maritime Bank Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru, District 1,  
Ho Chi Minh City, Vietnam  
Tel: +84-8-3914-0909 or +84-8-3914-0958  
Mail: [info-v@cast-law.com](mailto:info-v@cast-law.com)

※1 本資料におけるベトナム法の解釈については、全てベトナム弁護士が担当しております。日本法に関する記述については、日本国弁護士が担当しております。  
※2 本資料に関する著作権は弊社又は弊社に所属する作成者に属するものであり、本資料の無断引用、無断変更、転写又は複写は固くお断りいたします。